

盛岡市移住支援金支給要綱

(目的)

第1 この告示は、東京圏から就業又は起業のために市の区域内に移住した者に対して移住支援金を支給することにより、移住に伴う一時的な経済的負担の軽減を図り、もって市内への移住及び定住を促進することを目的とする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

(2) 条件不利地域 次に掲げるいずれかの地域を含む市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市除く。）の地域をいう。

ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域

ウ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島

エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域

オ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域

(3) 移住者 平成31年4月1日以降に転入（市の区域内に住居基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入することをいう。以下同じ。）をした者であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 東京23区（東京都の特別区の区域をいう。以下同じ。）の区域内に住居を有していた又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に住居を有し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区の区域内に通勤していた期間（東京圏のうち条件不利地域以外の地域に住居を有し、東京23区の区域内の大学等へ通学した後に当該区域内の企業等に就職した者にあつては、当該大学等に通学した期間を含む。イにおいて同じ。）が、転入をする直前の10年間に於いて通算して5年以上である者

イ 東京23区の区域内に住居を有していた又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に住居を有し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区の区域内に通勤していた期間が、転入をする直前に於いて、連続した1年以上の期間である者。ただし、転入の直近において、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に住居を有し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区の区域内に通勤していた者にあつては、転入をする直

前から3月前までを当該連続した1年以上の期間の起算点とすることができる。

- (4) マッチングサイト 都道府県が、地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）（地方創生推進交付金制度要綱（平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知）に基づく交付金をいう。以下同じ。）を活用して、東京圏の求職者に対して当該都道府県下にある企業等の求人情報を掲載するため開設し、及び運営するインターネットサイトをいう。

（支援金の支給）

第3 移住支援金は、第1号から第6号までのいずれかに該当し、かつ、第7号から第11号までのいずれにも該当する移住者に対し、予算の範囲内で支給する。

- (1) 次に掲げる要件を全て満たす就職をした移住者

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏に存する条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、マッチングサイトに掲載されている求人であること。

ウ 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 期間の定めのない労働契約（1週間の所定労働時間が20時間以上であるものに限る。以下同じ。）に基づき就業している。

オ 就業者が就業先に係るイの求人へ応募した日が、当該求人が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載された日以降であること。

カ 就業者が、移住支給金の申請をした日から5年以上、就職した法人において継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

- (2) 国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した移住者で、次に掲げる要件を全て満たすもの

ア 前号ア、エ、カ及びキに掲げる要件に該当すること。

イ 目的を達成した後に解散することを前提とした事業その他の離職が前提となっている事業への参加でないこと。

- (3) テレワークにより就業している移住者で、次に掲げる要件を全て満たすもの

ア 当該移住者が所属する企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、市の区域内に生活の本拠を有し、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 地方創生テレワーク交付金（地方創生テレワーク交付金制度要綱（令和3年2月9日付け府地創第34号）に基づく交付金をいう。）を活用した取組において、当該移住者が所属する企業等から資金が提供されていないこと。

- (4) 国が実施するふるさとワーキングホリデー（市の区域内に事業所を有する法人を対象としたものに限る。）に参加した移住者又は市が実施する盛岡という星でプロボノルトカンパニーに登録し、活動を行った移住者で、次に掲げる要件を全て満たすもの

ア 市の区域内に事業所を有する法人に、期間の定めのない労働契約に基づき就業し、移住支援金の申請をする時点において連続して3月以上在職していること。

イ 移住支援金の申請をした日から5年以上、当該法人において継続して勤務する意思を有していること。

ウ 当該法人への就業が、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(5) 岩手県が実施する遠恋複業の取組によって岩手県内の企業又は団体と複業を実施したことがある移住者

(6) 移住支援金の申請をした日前1年以内に岩手県が地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を利用して実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けている者

(7) 移住支援金の申請をした時点において、転入をした日から起算して1年以内の間にある者

(8) 移住支援金の申請をした日から起算して5年以上、継続して市の区域内に居住する意思を有している者

(9) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない者

(10) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有する者

(11) 前4号に掲げるもののほか、移住支援金を支給することが適当でないと市長が認めた者でない者

（支給金額）

第4 移住支援金の額は、移住者が単身の世帯の場合にあつては60万円、移住者が2人以上の世帯に属する場合（次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合に限る。）にあつては100万円とする。

(1) 移住者を含む2人以上の世帯員が転入をした日前において同一世帯に属していたこと。

(2) 移住支援金の申請をした時点において、移住者を含む2人以上の世帯員が同一の世帯に属していること。

(3) 移住者を含む2人以上の世帯員が、いずれも平成31年4月1日以降に転入をしたこと。

(4) 移住支援金の申請をした時点において、移住者を含む2人以上の世帯員がいずれも、転入をした日から起算して1年以内の者であること。

(5) 移住者を含む2人以上の世帯員が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

2 移住支援金の申請をする日の属する年度の4月1日に18歳未満であった子が移住者の世帯に属する場合は、前項の額に当該子1人につき100万円を加えた額を支給する。

（支給の申請）

第5 移住支援金の申請をする者は、盛岡市移住支援金支給申請書（以下「申請書」という。）に

次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 本人であることを確認するために必要な書類
 - (2) 移住者に該当することを確認するために必要な書類
 - (3) 第3第7号から第11号までに該当することを確認するために必要な書類
 - (4) 第3第1号又は第2号に該当する場合にあっては、移住先の就業先の就業証明書
 - (5) 第3第3号に該当する場合にあっては、就業先の就業証明書
 - (6) 第3第4号に該当する場合にあっては、活動実績証明書及び同号に該当することを確認するために必要な書類
 - (7) 第3第5号に該当する場合にあっては、関係人口証明書
 - (8) 第3第6号に該当する場合にあっては、同号に該当することを確認するために必要な書類
 - (9) 第4第1項の2人以上の世帯に属する場合に該当する場合にあっては、同項各号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な書類
- (支給決定の通知)

第6 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、移住支援金を支給することが適当と認めるときは盛岡市移住支援金支給決定通知書により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(支援金の支給)

第7 市長は、移住支援金の支給を決定した移住者に対しては、当該支給に係る申請のあった日から3月以内に移住支援金の支給を行うものとする。

(報告及び立入調査)

第8 市長は、事業の実施状況等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援金を支給した者に対し、報告及び立入調査への協力を求めることができる。

(移住支援金の返還)

第9 市長は、移住支援金の支給を受けた者が次の各号に掲げる場合に該当したときは、当該各号に定める額の移住支援金の返還を求めるものとする。ただし、雇用された企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 次のいずれかに該当する場合 移住支援金の全額
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 移住支援金の支給を申請した日から3年を経過するまでに市の区域内から転出した場合
 - ウ 移住支援金の支給を申請した日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
 - エ 第3第6号の起業支援金に係る交付決定を取り消された場合
- (2) 移住支援金の支給を申請した日から3年以上5年以内に市の区域内から転出した場合 支給した移住支援金の半額

(補則)

第10 この告示に定めるもののほか、移住支援金の支給に必要な事項は、市長が定める。

改正文（令和2年告示第63号抄）

改正後の盛岡市移住支援金支給要綱の規定は、令和2年1月15日以後に転入した者について適用し、同日前に転入をした者については、なお従前の例による。

改正文（令和3年告示第289号抄）

改正後の盛岡市移住支援金支給要綱の規定は、令和3年4月1日以後に転入した者について適用し、同日前に転入をした者については、なお従前の例による。

改正文（令和4年告示第306号抄）

改正後の盛岡市移住支援金支給要綱の規定は、令和4年4月1日以後に転入した者について適用し、同日前に転入をした者については、なお従前の例による。

改正文（令和5年告示第248号抄）

改正後の盛岡市移住支援金支給要綱の規定は、令和5年4月1日以後に転入した者について適用し、同日前に転入をした者については、なお従前の例による。

改正文（令和5年告示第407号抄）

令和5年9月23日から施行する。